

○副議長（池田憲彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。九番福井崇正君。

〔九番 福井崇正君登壇〕

○九番（福井崇正君） 自由民主党・県民会議の福井崇正です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

大綱一点目、新・宮城の将来ビジョン「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」の重症心身障害児者施策について伺います。

先日、渡辺勝幸議員と仙台エコー医療療育センターの施設を視察し、天江院長にお話を伺いました。重症心身障害児者の定義は、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害と言い、その状態にある子供を重症心身障害児と言います。重症心身障害児の発生数は、医学・医療の進歩・充実により、減少するよりもむしろ増加していると言われてます。その理由として、低出生体重児や重症仮死産などで、かつては救えなかった命が救命できるようになったことが大きな要因と考えられており、また、幼児期の溺水事故や交通事故の後遺症に起因するものも多くなっております。平成五年に宮城県重症心身障害児者を守る会が中心となって設立した重症心身障害児者施設、医療型障害児者施設である仙台エコー医療療育センターは、医療的ケアの必要な重症心身障害児者とその家族にとって必要不可欠な医療型長期入所・短期入所と通園事業、生活介護や放課後等デイサービス事業を行っており、外来診療の全てを実施している宮城県内に唯一の施設となっております。平成五年の設立当時、県内の在宅医療の重症心身障害児者は、約四百名と言われておりましたが、仙台西多賀病院と宮城病院の長期入所病床合わせて二百床は、常に満床で、その病床数は慢性的に不足している状態でした。そのため、在宅療養が継続できなくなり困り果てた保護者たちが、行政の協力を得て、必要な医療を受けながら生活が送れる医療的ケアのある重症心身障害児者の最終セーフティーネットとして、エコー療育園を設立しました。平成十三年、県内の重症心身障害児者の長期入所病床数は、西多賀病院、宮城病院、エコー療育園を合わせて、短期を含め三百二十床になりましたが、それ以降は増床されていない状況と伺います。令和二年三月に宮城県が行った調査によれば、県内の重症心身障害児者の推定人数は、千三百七十二名、うち仙台圏域で八百四十二名であり、増加しております。重症心身障害児者病

床は、常にほぼ満床状態が続いており、在宅療養が継続できなくなっても、すぐに施設入所はできない状況が続いております。長期入所病床は、言わば在宅支援の最終セーフティネットであるため、慢性化した病床不足を解消するために、増床と整備の必要性があります。また、近年では、被虐待児や急性期病院から在宅への移行不能例なども発生しており、その多くを仙台エコー医療療育センターが引き受けている状況です。しかしながら、その影響のため、入所希望待機者がなかなか入所できない状況となっております。医療型短期入所においても、仙台エコー医療療育センターは、宮城県、仙台市から医療型短期入所コーディネーター業務を委託されており、県内における重症心身障害者の医療的短期入所の約八割を引き受けている状況であります。生活介護と放課後デイサービスにおいても、他事業所では対応困難な医療的ケアの高い利用者を引き受けるため、短期入所と合わせて在宅支援における仙台エコー医療療育センターの役割は、平成五年の開設当初より非常に大きくなってきております。今後も医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の安定した生活を確保していくために、仙台エコー医療療育センターの長期入所、短期入所、生活介護、放課後等デイサービスを含めた在宅支援の拡充と整備を行う必要があると考えます。そこで、以下四点について伺いいたします。

移行期医療に伴い、外来診療リハビリテーションにおいて、宮城県立こども病院から仙台エコー医療療育センターに移行する患者さんが増加傾向です。また、短期入所の利用者も増加しております。しかし、日本小児科学会が提言しているような計画的な移行期医療が行われておらず、周辺医療機関の整備も行われなまま、患者と保護者が悩みを抱えている状況です。患者さんが体調を崩した場合に入院する病床が不足しております。例えば、仙台エコー医療療育センターに一般病棟を開設するなど、民間を活用した入院対応は考えられないのか、お伺いいたします。また、長期入所病床と短期入所病床の増床、移行期医療への対応を行うためには、医師の確保が必要です。移行期医療の受入れ先と考えられる仙台エコー医療療育センターへの常勤医師の配置についても、ぜひ東北大学と東北医科薬科大学に交渉してもらいたいと、親の会では切に要望していると伺いましたが、県としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

現在、医療的ケア児者に対応できる生活介護、放課後等デイサービス施設が数か所しかなく、増加する医療的ケア児者に対応できていないのが現状です。原因としては、

看護師の配置が不十分であることが挙げられています。生活介護や放課後等デイサービスの通所施設の拡充や整備を今後促進できるか、県の考え方をお伺いいたします。

短期入所サービスにおける送迎加算は、燃料費にもならない状況ですが、施設にとっては経営を困難にする一因にもなりかねないため、送迎費に関して補助金の創設をお願いできないかと言われております。通所事業において送迎バスを運行しておりますが、医療的ケアの必要な利用者が多く、バス一台につき介護士と看護師が一名ずつ搭乗しますが、そのために人件費が増え、運営上の問題となっていると伺いました。現在の送迎加算では、人件費を賄うことは不可能であるため、送迎費についての補助金創設で、安心して送迎してもらえる環境づくりは急務と考えますが、県の考え方をお伺いいたします。

新・宮城の将来ビジョン「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」課題解決に向けた取組方向の中で、医療的ケア児者支援の充実が掲げられており、その中で、多様な子どもの安心子育て支援では、障害児及びその保護者が、ライフステージに応じて住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、障害児支援に特に重要となる早期療育支援体制の充実を図るとも示されておりますので、ぜひ、質問項目については実施していただきたいと切にお願いしながら、次の質問に進みたいと思います。

新・宮城の将来ビジョン「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」課題解決に向けた取組方向の中で、産前産後サポート、産後ケアの充実、育児の不安感・負担感の軽減が掲げられております。また、宮城県では、公益社団法人日本青年会議所提唱のベビーファースト運動の趣旨に賛同し、令和四年五月二十七日、宮城県ベビーファースト活動宣言を行いました。ベビーファースト運動とは、公益社団法人日本青年会議所が行う、子育て世代が子供を産み育てたくなる社会の実現のための運動。あらゆる企業や行政を巻き込み、社会全体の空気感を変えて、いずれ制度をも変えることを目的としております。県でも、宮城県ベビーファースト活動宣言「子ども・子育てを社会全体で支える宮城を実現します！」という趣旨をうたっており、主な取組として、子育て支援を進める県民運動、子供を産み育てやすい環境づくりを更に進め、その中で、産前、産後期を含む子育て負担軽減のための支援サービスの充実と示されております。また、「子育てに対する不安感や孤独感を解消する」「子育てへの親近感を育む」「地域全体へ子育て支

援の輪を広げる」という、子育て支援を進める県民運動三つの柱を提唱しております。国の動きとして、令和三年、母子保健法の一部を改正する法律が施行されました。改正の趣旨は、近年、核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に、家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、鬱状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況であり、産前産後の母親の育児不安や鬱状態が子供の虐待の誘因になることも指摘されており、産後の育児を家庭のみに任せるのではなく、母親の孤立を防ぎ、生活している地域で様々な支援を行うことが重要な政策課題であります。このため、家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後一年以内の母親とその子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援するため、産後ケア事業の全国展開を図ることを目的とし、施行されました。改正内容として、市町村は、出産後一年を経過しない母子の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話または育児に関する指導、相談その他の援助を必要とする出産後一年を経過しない母子につき、病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うものに産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない母子を短期入所させ産後ケアを行う短期入所事業、産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に、産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない母子を通わせ、産後ケアを行う通所事業、産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない母子の居宅を訪問し産後ケアを行う訪問事業、いずれかに挙げる産後ケア事業を行うよう努めなければならないこととされております。

そこで、宮城県の産後ケア事業の状況について伺います。

まずは、県内の市町村における産後ケア事業の実施状況はどのようになっているのかお聞かせください。また、子育て世代包括支援センターや産婦健康診査での相談等によつて支援が必要と認められる場合には、積極的に事業の利用を勧奨することが望ましいと示されておりますが、支援が必要な利用者の中には、保険診療の適用外となつて経済的負担も大きい方もいますが、その対応はしっかり行われているのか、お伺いいたします。また、自治体への指導助言体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。

実施基準には、助産師、保健師または看護師のいずれかを常に一名以上置くことも

に、事業の内容に応じ、心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者を置くこととされておりますが、そのような人員が各自治体で配置され実施されているのか、お伺いいたします。また、宮城県内は、産み育てやすい環境という観点で言えば、自治体によって居住地域で出産ができない状況にあります。そのような環境で、上述も踏まれば、安心して出産と子育てができていく環境なのか、疑問に思っています。アンケートによると、住んでいる地域に女性が出産や相談ができる医療機関が不足しているため、出産にちゅうちよしているというアンケート結果もあつたそうです。近隣自治体と連携して産後ケア事業を行えるとしているものの、このような実態である自治体はどれくらいあるのか、その自治体への支援や指導はどのように県で行っているのか、お伺いいたします。

一方で、少子化の影響なのか、助産師になる看護師も減っている状況であると伺いました。先日、宮城県看護連盟の古内会長よりお話を伺ったところ、地方に行けば行くほど助産師不足は深刻であり、医師と助産師は、東北大学病院から地方病院に派遣している状況だとお伺いいたしました。なぜ助産師にならないのかお伺いしますと、看護師になってから、もう一年助産師になるための勉強をし、資格が必要であること、資格を取るためには、学校にて多額の授業料を支払う負担にちゅうちよするというお話でした。例えば、看護師でも医師でも行っている看護学生修学資金貸付制度や医学生修学貸付金制度を創設し、特定の指定した病院に一定期間勤めれば奨学金免除等の措置により、授業料の負担を減らして助産師の育成を県で行うことが可能だとすれば、産み育てやすい環境を県内に整備できるのではないかと考えます。御承知のとおり、助産師は出産だけではなく、産後ケアでも母親の貴重な相談・助言をする仕事を担っております。このように、助産師を増やし、自治体や地方の病院に派遣するような奨学金制度の創設を検討してはいかがでしょうか。新・宮城の将来ビジョンにもマッチする事業と考えますが、県の考えをお伺いいたします。

厚生労働省令和三年労働安全衛生調査の結果によると、令和二年十一月一日から令和三年十月三十一日までの期間に、メンタルヘルス不調により連続一か月以上休業した労働者または退職した労働者がいた事業所の割合は、一〇・一％となっております。このうち、連続一か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は八・八％、退職した労働

者がいた事業所の割合は四・一%、また、メンタルヘルス不調により連続一か月以上休業した労働者の割合は〇・五%、退職した労働者の割合は〇・二%という状況です。ストレスチェックは、厚生労働省による労働安全衛生法の改正により、従業員数が五十人以上の事業所は、二〇一五年十二月から、毎年一回ストレスチェックの実施を行うことが義務となりました。ストレスチェックは、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい環境づくりを進めることによつて、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的としたものです。また、近年のコロナ禍での在宅ワークによるコロナ鬱等の問題も深刻化しております。精神バロメーターで正常が青信号であれば、ストレスがかなり身体や精神に影響を及ぼし始めたタイミングを黄色信号、赤信号になると休職です。いかに黄色信号に入ったタイミングで青信号に引き上げるかが大事であり、メンタルの研修プログラムは、いかに休職者を減らし、仕事の生産性向上という観点から研修プログラムを企業や自治体で社員や職員へ行えるかが重要と考えます。そこで、ウェルネスツーリズムやアドベンチャーツーリズムというプログラムを御存じでしょうか。ウェルネスツーリズムとは、旅先でスパ、ヨガ、瞑想、フィットネス、ヘルシー食、レクリエーション、マリンレジャー、交流などを通して心と体の健康に気づき、地域資源に触れ、新しい発見と自己開発ができる旅、原点回帰し、リフレッシュし、明日への活力を得る旅と定義されており、最新の積極的休養法、療養法の一つです。二〇一五年には、世界中で六億九千万人の人々がウェルネスツーリズムに参加し、全世界の旅行収入の一五・六%をウェルネスツーリズムが占めていると報告されております。観光者に比べ、旅行支出額は一五九%と高く、経済波及効果は一・五兆ドル、雇用効果は三千二百八十万分に相当することが試算されております。また、アドベンチャーツーリズムに関しては、現在も観光庁が積極的に推進しており、観光立県でもある沖縄県も、量を追い求めた結果、オーバーツーリズムや環境汚染などの負の側面が明るみに出始めており、アドベンチャーツーリズムによる量より質への転換を打ち出しています。これからは、インバウンドも含めた観光が、宮城県にとつて最も重要なコンテンツの一つになると考えています。そこで、観光政策において重要になるのは、これまでの観光の概念を壊し、多様化する顧客ニーズに他業種、多職種、異業種の専門人材のアライアンスの下に新たな観光

コンテンツを創造し、高い顧客満足度を実現する、高付加価値の観光商材に進化させることが大切だと考えます。前述したウェルネスツーリズムにおいて最も重要なことは、転地効果の観点だと考えます。転地効果とは、ふだんの生活とは違う場所に行くことによるリフレッシュ効果です。転地効果のポイントは、距離と環境と期間と言われ、距離は、自宅や職場から百キロメートル以上離れることで効果を発揮すると言われております。環境は、ふだんの環境とは異なる場所に行くことが大事なので、都会の人は田舎へ、海の近くにいる人は山へ、山の近くにいる人は海へ行くと、効果があるとされております。転地効果が有効なのは、四、五日から長くても一か月の期間ということですが、世界一の長寿国日本のメリットを生かせば、世界のウェルネス市場において優位な競争力も獲得できると考えます。ストレスチェックが義務化されつつある現在、このプロダクトを関東圏や関西圏の企業に売り込むことも、今後の観光コンテンツとして必要ではないかと考えております。宮城県には、温泉があり、また、海も山も含め自然環境が豊富であるとともに、森林を活用したサステイナビリティコンテンツもあります。以上を踏まえれば、ウェルネスツーリズムやアドベンチャーツーリズム、それぞれのステークホルダーにメリットも出しやすい内容だと感じております。国内外問わず、宮城県がウェルネスツーリズムやアドベンチャーツーリズムに積極的に参画し、国内外の巨大な市場を取っていくことが、今後の宮城県の観光政策において必要不可欠だと考えますが、県の認識をお伺いいたします。

来年九月、北海道では、旅行会社やメディア、アウトドアメーカー、観光局、観光協会、ガイドなど、世界中のアドベンチャーツーリズム関係者が一堂に会し、四、五日間にわたって体験、商談会、セミナーなどを行うアドベンチャートラベル・ワールドサミットが開催されます。これまで我々日本人が持つ北海道のイメージであります、チーズ、海鮮、雪祭り、ジンギスカンではない北海道。大自然と多様な文化と、そこに住む人々、そしてそれらにまつわるエキサイティングな体験、多くの日本人がまだ知らない北海道を現在ブランニングしております。そのような中、宮城県は、インバウンド戦略においてどの方向にかじを切るのか。高単価、高付加価値という言葉が叫ばれて久しいですが、稼ぐことに重点を置きつつも、観光によって地域住民の幸福度がどう上がるのか、観光による利潤がしっかりと地域に還元できているのか、可視化できる観光戦略が

今最も必要だと考えます。これからの十年間、間違いなく旅行者は、それが実現できている地域を旅行目的の地化すると考えられます。入込数ではなく、単なる消費額だけではない、地域を豊かにするインバウンドについて、県の考え方をお聞かせください。

次に、宮城県産品の輸出についてお伺いいたします。

日本政府は、二〇三〇年までに、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林漁業者の後押し、省庁の垣根を越えた政府一体となった輸出の障害の克服等の支援を行い、農林水産品・食品の輸出を五兆円まで押し上げるとの目標を立てました。宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略によると、二〇二三年度は八千万円、二〇二四年度は一億円の目標を立てています。宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略の現状について、どのように評価し、今後どのように戦略を進めていくのか、お伺いいたします。

九州農産物通商という企業を御存じでしょうか。この企業は、福岡の農協、そして九州を代表する企業各社で構成されている株式会社です。事業内容としては、一、農林水産物、加工食品、その他食品貿易及び売買業務、二、貿易コンサルティング業務、三、海外市場のマーケティング業務がありますが、この企業は、輸出先国・地域の衛生検査等の規制や規格基準に対応していない産品は輸出できないため、常に状況が変化する輸出先国・地域の規制情報を入手し、事業者へフィードバックを図るとともに、規制に対応した生産設備の導入、海外で求められる各種認証の取得支援など、海外での競争力強化に向けた取組の支援をなりわいとして行っており、積極的に福岡、そして九州で生産される農産品の輸出に取り組んでおられます。宮城県にも、企業体ではないものの、宮城県食品輸出促進協議会がありますが、世界マーケットに向けてチャレンジするためには、九州農産物通商のように、東北全体の農産品の輸出を、協議会形式だけではなく、県がリードし、農協や漁協の協力の下、事業法人として立ち上げる必要を感じておりますがいかがでしょうか。輸出に関する県の考えをお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終了いたします。前向きな答弁を期待しております。

○副議長（池田憲彦君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 福井崇正議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ござい

ました。

まず、大綱一点目、新・宮城の将来ビジョン「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」についての御質問にお答えいたします。

初めに、産後ケア事業の実施状況についてのお尋ねにお答えいたします。

今年九月一日現在、産後ケア事業は県内二十八の市町村で実施されており、実施方法ごとに、短期入所型は九つの市町、通所型は二十四の市町村、居宅訪問型は二十の市町となっております。また、事業の実施に当たっては、二十八市町村全てが病院、診療所、助産所などに委託しているほか、塩竈市では、通所型の事業を直営でも実施しているところがあります。

次に、産後ケア事業を必要とする方の経済的負担への対応などについての御質問にお答えいたします。

産後ケア事業の実施に当たっては、医療保険制度の適用はなく、国の要綱により、原則として利用者から利用料を徴収することとされております。一方、国では、今年度から、市町村が住民税非課税世帯等に対して利用料を減免する場合、国庫補助基準額に加算措置を設けており、二十二の市町村が利用料の減免を行っております。また、県においても、今年度から、市町村が産前産後ケアなどの子育て支援サービスの利用者負担軽減を行う場合の補助制度を導入し、七つの市町が活用しております。今後も、市町村に対してこれらの補助メニューの活用を促し、利用者が使いやすい制度となるように支援してまいります。

次に、近隣市町村と連携して産後ケア事業を実施している市町村の現状と県の支援等についての御質問にお答えいたします。

産後ケア事業は、国の通知により、複数市町村が連携して実施することも可能ですが、現在、県内の市町村で事例はありません。一方、他の市町村に所在する医療機関等に委託して事業を実施しているのは、二十の市町村となっております。県では、これまでも、既に事業を開始している市町村の委託先や利用料等の状況を取りまとめ、他の市町村に情報提供してまいりました。今後も多くの市町村で産後ケア事業が実施できるよう、会議や研修の場などを通じて、補助メニューの活用促進や他の事例紹介を行うなど、市町村を支援してまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、県の観光施策についての御質問のうち、住民の幸福度向上や利潤が地域に還元されるインバウンド戦略についてのお尋ねにお答えいたします。

外国人観光客の誘致に当たっては、交流人口拡大による地域経済の活性化にとどまらず、訪日外国人との交流を通じた相互理解の促進など、地域住民にもメリットが感じられることが重要と考えております。このため、松島湾地域においては、関係市町や仙台・松島DMOが地域の方々と連携し、身近な観光資源を活用した長期滞在につながる体験型プログラムを開発しております。また、県内に四コースを設定している宮城オルレでは、国内外の旅行者と地域の方々との交流の場の創出などに取り組んでいるところでもあります。県といたしましては、引き続き、地域の方々が主体的に参画する高付加価値の観光コンテンツづくりや、おもてなし意識の醸成による交流の促進などを通じて、経済効果のみならず、インバウンド効果を地域全体で実感できるよう、外国人観光客の誘致を進めてまいります。

次に、大綱三点目、宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略についての御質問のうち、現状への評価と今後の方向性についてのお尋ねにお答えいたします。

県産品の海外販路拡大に向けては、今年度を初年度とする宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略において、米、イチゴ、日本酒、牛肉、水産物の五品目を輸出基幹品目と定め、積極的な輸出促進施策を展開しております。近年では、日本産食品の輸出実績が伸びている香港において展示商談会を開催し、米、日本酒、鶏卵等の新規成約が実現したところであり、台湾やシンガポール等においても、展示商談会を開催しております。こうした取組により、輸出機運も高まってきており、海外販路拡大に取り組む県内事業者が増加し、県の支援による新規成約分として、昨年度は十一の国と地域に対し十三社四十八品目、金額にして約五千九百万円の輸出に結びつきました。県といたしましては、今後とも海外のニーズを踏まえた商品づくりを支援するとともに、輸出に取り組む事業者や品目の増加を図り、県産品の輸出拡大に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（池田憲彦君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、新・宮城の将来ビジョン「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」についての御質問のうち、仙台エコー医療療育センター等を活用した対応の充実についてのお尋ねにお答えいたします。

重症心身障害児者を受け入れることのできる入所系の事業所は、仙台エコー医療療育センターを含め県内に四施設あり、その定員数合計五百六十一人に対し、今年四月一日現在で、待機者は七十四人となっております。重症心身障害児者の受入れ病床の確保に当たっては、病床数の確保等医療計画との整合性のほか、専門的医師をはじめとする医療スタッフの確保、施設整備や運営費用の確保など、様々な課題が考えられます。重症心身障害児者への支援については、入所支援を含めた総合的な支援体制の整備が必要であることから、現在進めている障害者プランや障害福祉計画の見直しと並行して、関係機関や当事者団体等の意見を聞きながら検討してまいります。

次に、仙台エコー医療療育センターの医師確保の要望に対する受け止めについての御質問にお答えいたします。

重症心身障害児者の対応に当たっては、専門的医師をはじめとした医療スタッフの確保も大きな課題であると認識しております。特に、長期入所を必要とする重症心身障害児者に対応できる医師は、その専門性と経験を有する人材を確保することが非常に難しい現状です。まずは、関係機関や当事者団体等の意見を聞きながら、県としても医療スタッフの確保の役割を検討してまいります。

次に、医療的ケア児者に対応できる通所施設の拡充や整備の促進についての御質問にお答えいたします。

令和四年十一月現在、主に重症心身障害児者を支援する県内の事業所は、生活介護が五か所、未就学児の通園施設が十六か所、放課後等デイサービスが二十三か所となっております。これらの施設では、配置が義務づけられている看護師の確保が施設の拡充整備における課題となっているため、常勤看護職員の設置に対し、介護報酬で加算措置が取られております。また、県では昨年度、就業意向を有する潜在看護師に事業所の求人情報の提供を行ったほか、今年度は、潜在看護師の医療的ケアに対する不安を軽減し、就業意欲へとつなげるための研修会を開催する予定としております。このほか、社会福祉施設等施設整備補助金の募集に際して定めた整備方針の中で、特に優先的な補助協議

対象として位置づけており、受入れ施設の整備拡充に取り組んでおります。

次に、送迎に対する補助金の創設についての御質問にお答えいたします。

現行制度においては、重症心身障害児を受け入れる通所サービス事業所での送迎について、基本報酬で評価されるとともに、送迎加算が上乘せされる仕組みとなっております。一定の措置がなされております。しかしながら、看護師を含めた複数職員の添乗や送迎ルートが複数ある場合には、介護報酬では経費を賄うことができないケースが生じるものと考えております。県としては、受入れ事業所の送迎に係る実情について、情報を収集してまいります。

次に、産後ケア事業への専門職等の配置状況についての御質問にお答えいたします。今年度は、塩竈市のみが直営で通所型の産後ケア事業を実施しておりますが、実施基準に基づき、助産師を配置しております。また、その他のほとんどの場合は、病院、診療所、助産所などに委託して実施しておりますが、市町村において実施基準に基づく専門職等の配置状況を確認し、適切に事業を実施しているものと認識しております。

次に、修学資金貸付制度の創設についての御質問にお答えいたします。

県内の人口十万人対助産師数は、全国平均を上回っているものの、仙台医療圏以外は全国平均を下回り、地域偏在が課題であると認識しております。県では、助産師等の看護職員の充実を図るため、仙台市を除く県内の医療施設等で、助産師として一定期間働くことで償還が免除される、看護学生修学資金貸付事業を実施しております。また、助産師の少ない医療機関の業務支援を図るため、助産師出向事業により、地方病院等への助産師派遣に要する費用を補助するなど、助産師の地域偏在に対応しているところです。今後も、これらの事業の実施により、助産師の確保、定着、地域偏在解消に努めてまいります。と考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（池田憲彦君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

〔経済商工観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済商工観光部長（千葉隆政君） 大綱二点目、県の観光施策についての御質問のうち、ウェルネスツーリズムやアドベンチャーツーリズムについてのお尋ねにお答えいたします。

ウェルネスツーリズムやアドベンチャーツーリズムは、旅先で自然や文化に触れることによって心身をリフレッシュする効果があり、観光業界が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける中、注目を集めている旅行形態であると認識しております。県では今年度、健康とリフレッシュをテーマとしたワーケーションを試行し、エクササイズや食事などによる心身の健康増進への効果を検証する取組を進めているところです。また、地域の観光資源を生かした付加価値の高い体験型プログラムの造成に努めており、シーカヤックやトレッキングなど、受入れ体制の磨き上げを行っているところでもあります。県といたしましては、心身のリフレッシュといった旅行ニーズの多様化や、ウィズコロナ・ポストコロナにおける旅行者志向の変化にも的確に対応し、県内外から選ばれる観光地域づくりを目指して、しっかりと取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略についての御質問のうち、コンサルティングやマーケティングを行う法人の立ち上げについてのお尋ねにお答えいたします。

県では、輸出に関するコンサルティングやマーケティングを行う県産品販路開拓コーディネーターが中心となり、宮城県食品輸出促進協議会やジェットロなどと連携し、農林水産物や加工品の輸出に取り組む事業者を支援する体制を整備しております。また、県内では、既に地域商社として役割が期待される東北・食文化輸出推進事業協同組合が設立されており、更に、東北経済連合会においては、九州経済連合会と連携し、九州と東北の出荷時期の地域差を生かしたサツマイモやキャベツの輸出も実現しているところでもあります。県といたしましては、こうした民間団体の取組とも積極的に連動しながら、県産品の輸出拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（池田憲彦君） 九番福井崇正君。

○九番（福井崇正君） 答弁ありがとうございます。

それでは、まず産後ケア事業についてお伺いしたいと思います。

本当に宮城県では、自治体への柔軟な補助体制を行っている部分もあるなどというのは、お話を聞いて感じているところであるのですけれども、それでも自治体ができていないこの産後ケア事業、何が問題なのかというのを、もし分かる部分がありましたら

お答えいただければと思います。

○副議長（池田憲彦君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 県内では、先ほど知事の答弁で御説明いたしましたように、九月現在で、県内の市町村のうち二十八市町村で実施しております。まだ実施していない市町村にお伺いしましたところ、今年度の後半から来年度にかけて、六市町が産後ケア事業を実施する予定と伺っております。残る一つの町でありますけれども、実施に向けて検討はしておりますが、実施場所が課題であるというふうに聞いております。先ほど知事が御説明いたしましたように、これまでも他の市町村に所在する医療機関等に委託する町も多数ありますので、県としてもそのような情報提供をしっかりと、なるべく早期に全ての市町村で事業ができるよう指導・助言してまいりたいと考えております。

○副議長（池田憲彦君） 九番福井崇正君。

○九番（福井崇正君） ただ、やはり居住地域にこういう短期入所などができる施設があることが多分望ましいのではないかなど私は思っております。出産後間もなくでそんなに、要は市をまたいでまで行くのは大変なのではないかなという部分があるので、やはり市町村と――市町村にある医療機関でそれがあかどうかということも問題なのですけれども、そこら辺しっかりと、委託も含めて支援していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○副議長（池田憲彦君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 専門的な職員を配置する事情などから、どうしても自分の市町村内でそういう機関がないという事情もあると思いますけれども、できるだけそのような体制を整備することも含めて、指導・助言してまいりたいと考えております。

○副議長（池田憲彦君） 九番福井崇正君。

○九番（福井崇正君） それでは次に、大綱二番目の県の観光施策についてお伺いしたいと思います。

ウエルネスツーリズムという概念に関しては、今まで多分全国どこでもやっていない、これからやる先進事例になるのかなということで私は捉えております。高単価、高付加価値、また、大人数での移動というようなツアーコンテンツではないものですから、

今回ワーケーションのほうでもそういうウェルネスを含めた形でやっているというのは私も聞いていましたけれども、来年度も、例えばそういったモニターツアーみたいなものも予算化を考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（池田憲彦君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

○経済商工観光部長（千葉隆政君） ウェルネスツアーにつきましては、転地——場所を変えるということで、心身のリフレッシュ効果といったもので健康面にも非常に寄与するのではないかと考えておりました。そういった意味で、今推進しておりますワーケーションと非常に親和性が高いものと思っております。ワーケーションの場合ですと、よく様々な体験メニューなどが一緒に提供されておりますので、例えばそういった中にしっかりと組み込んでいくといったものが考えられるかなと思っております。県といたしまして、先ほど申し上げた検証結果も踏まえまして、こういったウェルネスの取組をいろいろホームページ等で広く発信するなどしてまいりたいと考えております。あとは地元の小町村あるいは地域団体等も様々な取組をやっているかと思っておりますので、例えば私もでも行っております地域周遊施策であります伊達なバス旅における商品造成、あるいは県内の旅行会社を対象にした商談会といったものも開催しておりますので、そういった中にも組み込んでもらえるように提案するなど、支援をしてまいりたいと考えております。

○副議長（池田憲彦君） 九番福井崇正君。

○九番（福井崇正君） ありがとうございます。特に、私の質問の中でも入れさせていただいたのですが、ウェルネスツーリズムの観点、転地効果ということで、その前に、やはりストレスによって心身ともに体調を崩して休職してしまうような職員さんであったり、または企業の社員さんであったり減らすという部分でも一定の効果があるのかなと思っております。県職員の方でも、メンタルヘルス対策という部分で様々なプログラムをやられているかと思うのですけれども、例えば、県の福利厚生にこのウェルネス的な感覚のコンテンツも入れてもいいのかなと私は思っておりますが、そこら辺、知事でしょうか。

○副議長（池田憲彦君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

○経済商工観光部長（千葉隆政君） やはりそのウェルネスといったものは、心身をり

フレッシュするということで効果があると思っておりますので、そういったものを観光施策の中で取り入れられるように、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長（池田憲彦君） 九番福井崇正君。

○九番（福井崇正君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。